

公益社団法人 高知県建築士会賛助会員について

1、根拠

公益社団法人高知県建築士会定款

第5条 この会の会員は、次の4種類とする。

(3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業を援助するために入会した個人又は団体

第8条 会員（名誉会員を除く）は、別に定める方法により、総会の議決を得て別に定める会費を納入しなければならない。

公益社団法人高知県建築士会入会金・会費規則

第3条 定款第8条に定める会費の額及び納入方法は、次のとおりとする。

(3) 賛助会員一口年額5,000円とし、口数は二口以上とする。

公益社団法人 高知県建築士会賛助会員

入 会 申 込 書

高知県建築士会の主旨に賛同し次のとおり入会を申込みます。

金額

公益社団法人 高知県建築士会 殿

平成 年 月 日

住 所（所在地）

名 称

代表者

業 種

TEL

FAX